

平成 29 年度 第 2 回 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 会議録

日 時	平成30年2月13日（火） 午後1時30分から午後3時30分
会 場	芦屋市消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	<p>会 長 平野 隆之</p> <p>委 員 宮崎 睦雄, 北村 孝一, 川部 博子, 倉内 弘子, 藤川 喜正, 脇 朋美, 三芳 学, 杉江 東彦, 寺本 慎児</p> <p>欠席委員 長城 紀道, 針山 大輔, 園田 伊都子</p> <p>委員以外 日本福祉大学 准教授 朴 兪美 社会福祉協議会 山岸 吉広, 近藤 麻衣 三田谷治療教育院 和泉 陽子</p> <p>事 務 局 福祉部地域福祉課 細井 洋海, 鳥越 雅也, 永田 佳嗣, 吉川 里香, 片岡 睦美, 宮本 ちさと</p> <p>関 係 課 総務部債権管理課 前場 理広 市民生活部保険課 無量林 良蔵 福祉部社会福祉課 小川 智瑞子</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 平成 29 年度生活困窮者自立支援制度の取組状況について
- (2) 全世代交流プロジェクトの取組の進捗状況について
- (3) 滞納の課題のある生活困窮者への支援について
- (4) その他

2 資料

事前資料

- 事前資料 1 平成 29 年度 自立相談支援事業の現状について
- 事前資料 2 平成 29 年度における自立相談支援事業の取組
- 事前資料 3 平成 29 年度 就労準備支援事業の現状について
- 事前資料 4 平成 29 年度における就労準備支援事業の取組

当日資料

次第

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

当日資料1 芦屋市全世代交流プロジェクトの取組について

当日資料2 こえる場！ニュースレターVol.1

当日資料3 滞納を抱える自立相談対象者に関する新たな取組について

当日資料4 平成28年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

当日資料5 芦屋市における生活困窮者自立支援の特徴と課題

3 審議経過

(平野会長)

生活困窮者自立支援制度は国で見直しが行われ、改正が行われるようです。今回の会議では、滞納に関連する取組についてもご報告いただく関係で、関係課の方が来られています。新たな取組についてどのように進めていけば良いか皆様と議論を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って事務局から説明をお願いいたします。

(1) 平成29年度生活困窮者自立支援制度の取組状況について

(社会福祉協議会 近藤)

平成29年度 自立相談支援事業の現状(事前資料1)及び平成29年度における自立相談支援事業の取組(事前資料2)について報告。

(三田谷治療教育院 和泉)

平成29年度 就労準備支援事業の現状(事前資料3)及び平成29年度における就労準備支援事業の取組(事前資料4)について報告。

(平野会長)

当日資料5の「芦屋市における生活困窮者自立支援の特徴と課題」をご覧ください。

まず、自立相談支援事業の特徴として、総合相談窓口の相談件数が減少している一方でプラン作成率が増加していることが特徴として挙げられます。今後、分析をしていくために総合相談窓口の相談件数の中から自立相談支援事業の数をどう捉えるか協議が必要であると考えています。しかし、平成29年度の数字を見ていると総合相談件数やプラン作成率がどちらも減少しているため、どのような認識をされているのか教えていただきたいと思えます。

次に、就労準備支援事業の課題として、事業開始から3年が経過し、利用件数が伸びると見込まれていましたが、新規件数が増えていない点を挙げられています。この背景として、就労準備支援事業の利用までの支援方法の開拓が進んでいないのではないかと思います。

平成28年度に開催していた「居場所づくりに関する専門部会」で作成した居場所リストは、比較的若者が対象となっていますので、今後、中年期の就労準備支援事業の利用ま

で活用できる居場所として、多様な活用方法の検討が必要であると考えております。

昨年度、この協議会で課題として挙げた滞納のある方への支援として庁内連携の検討を進めていくこととともに家計支援の重要性も高まってきていると思います。

総合相談連絡会についても全てのケースを扱うのではなく、例えば困窮ケースに焦点を当てた運用が必要になるのではないかと思います。

今回、年度末の会議で課題について協議を行っておりますが、来年度は上半期に報告書を作成し、年度途中から課題を共有し、改善に向けて取り組む機会にさせていただけたらと思います。

(三芳委員)

事前資料1の8ページ図表2-4に、「社会的孤立」の困りごとが「他機関つなぎ」によって解決につながったという3件のつないだ機関を教えてください。

(社会福祉協議会 近藤)

障がい者相談支援事業と阪神南障がい者就業・生活支援センターの2か所です。

障がいの疑いのある方へ支援をする中で、受診につながり、障がい者手帳を取得することができたため、障がい者相談支援事業の窓口につながりました。

(三芳委員)

障がい者相談支援事業では、一人暮らしの開始を支援する中で生活物品等ゆずりあいネットワークが活用できたことや自立相談支援事業の事例検討会に障がい特性を抱えている方や障がいの疑いのある方のケースを取り上げていただき、一緒に参加させていただけたことは非常にありがたいと感じました。

また、障がい者相談支援事業で支援をしている方でボランティアを考えていたところ、自立相談支援事業から居場所につないでいただきました。

関係機関のネットワークづくりを担ってくださったのだと認識しています。

(平野会長)

総合相談窓口を担っているのは自立相談支援事業の担当者と考えてよろしいですか。

(社会福祉協議会 山岸)

総合相談窓口では、自立相談支援事業担当の3人と地域担当の2人の中から1人が当番制で相談を受けており、地域担当が総合相談窓口にいるときに自立相談支援事業の対象者が来られたときは自立相談支援事業担当と一緒に話を聞き、相談を受けています。

(平野会長)

総合相談窓口の件数の全てをこの会議で扱う必要はないのではないのでしょうか。総合相談窓口で生活困窮者の相談であるか否かで分けているのであれば、生活困窮者の相談に限ったほうが、協議がしやすくなると思います。

「他機関つなぎ」の件数は、生活困窮ではないケースの「他機関つなぎ」と生活困窮ケースの「他機関つなぎ」が含まれているため、生活困窮の相談に限定するなど、自立相談支援事業の入り口の設定を見直すことで社会福祉協議会の体制の整理のきっかけにもなる

と思います。

(事務局 鳥越)

生活困窮者自立支援制度が施行される前から取り組んでいた総合相談窓口はこの機能を加える形でスタートした経緯もあり、総合相談窓口全体の相談件数についても記載しておりましたが、次年度以降は生活困窮者自立支援制度に特化した数字で協議ができるよう、工夫していきたいと思います。

(平野会長)

この報告書の中には総合相談窓口から「他機関つなぎ」になるケースと「自立相談支援事業」に入ってから「他機関つなぎ」になるケースがあります。このつながる他機関の中には社会福祉協議会が委託を受けている機関も含まれているため、総合相談窓口に関わる社会福祉協議会全体の事業の割合を見直すことで、総合相談窓口を強化する際に効果の高い事業からの協力も得られるのではないかと思います。

(協委員)

事前資料1の2ページの「経済・法律問題」や「家計」の相談件数が多いのが非常に気になりました。相談内容によっては権利擁護支援センターの法律相談が活用できるかと思えますので、教えてください。

また、7ページ図表2-3の中で中断したケースが多かったです。終結ではなく、中断となる理由を教えてください。

(事務局 近藤)

「家計」の相談内容は「住居確保給付金」や貸付制度が多く、事業の内容について説明し、給付や貸付に該当しないことがわかると、詳しい話を伺うことができないまま帰られる方が多くいらっしゃいます。なかにはお話して下さる方もいらっしゃいますが、やはり、収支のバランスがあってない方が目立ちます。家計の工夫を提案しても、受け入れていただけないというケースが多く、提案の仕方についても検討していく必要があると感じています。

中断ケースの多くは連絡が取れなくなったことによるものです。なかには兵庫県社会福祉協議会の貸付制度を利用することで、相談に来られなくなり、そのまま就労していたケースもありました。

(平野会長)

この総合相談窓口には生活福祉資金の担当は関わらないという理解でよろしいですか。

(事務局 近藤)

自立相談支援事業担当が貸付を行っています。

(平野会長)

生活福祉資金の貸付も自立相談支援事業の担当が行うのは制度上可能なものでしょうか。

(社会福祉協議会 山岸)

利用者の相談しやすさや利益相反する可能性もあるため、見直しが必要と感じています。

(平野会長)

年間貸付件数はどのくらいですか。

(社会福祉協議会 山岸)

失業時に利用が可能な総合支援資金は年に数件です。利用が多い教育支援資金で20件ほど利用があります。

(平野会長)

「経済・法律問題」に含まれる相談の性格が異なるのではないかという質問をいただきました。社会福祉協議会が貸付の事業を持っていることもあり、分けて分類したほうが家計の困りごととの関係がわかるのではないかと思います。

就労準備支援事業の件数や課題について阪神南障がい者就業・生活支援センターの藤川委員いかがでしょうか。

(藤川委員)

就労準備支援事業は利用要件がある制度でしたが、要件を緩和した運用が可能となったため、利用者が就労を意識し、支援の必要な方がいらっしゃれば、自立相談支援事業とともに支援を行うことができると思います。

就労された方への支援についても、自立相談支援事業と就労準備支援事業が連携して支援する体制ができていると思いますので、今後も連携を取りながら支援を行いたいと思います。

(平野会長)

事前資料3の3ページ図表3-3「就労準備支援事業の利用が見込まれたが他制度につながった人」の中で自立相談支援事業につないだケースについて詳しい説明をお願いします。

(三田谷治療教育 和泉)

自立相談支援事業を経由せず、直接、他機関から就労準備支援事業へ紹介されたケースです。対象者はひきこもっている方で、ご家族に関わっている高齢者生活支援センターからご紹介で来られたケースです。

(平野会長)

自立相談支援事業はひきこもりに関わる時間は十分にあるのでしょうか。

(社会福祉協議会 近藤)

先ほどのケースは「若者相談センターアサガオ」と連携し、ご家族と面談を行い、本人に会えるよう取り組んでいます。

(平野会長)

基本的には、自立相談支援事業が支援を行うという意味ですか。

(事務局 近藤)

実態としましては、自立相談支援事業が関わり、外に出てきていただけるようになれば、居場所に本人から行ってもらうという支援を行っています。

(平野会長)

経済的に困窮していないケースに対しても自立相談支援事業に関わる必要があるのでしょうか。実際に世帯分離をした際には生活困窮になるため、予防という観点から必要性は感じますが、他の関係機関との区別ができればと思います。

自立相談支援事業としては若者のひきこもりへの支援のノウハウが蓄積されていて、アプローチが効果的であればよいのですが、いかがでしょうか。

(杉江委員)

「若者相談センターアサガオ」は何か劇的に解決に向けて支援を行う機関ではありませんので、相談窓口の紹介を行っております。アサガオから総合相談窓口につないだ件数が15件ほどあると聞いていましたが、今回の資料を見るとつながった件数がなく、関わるのは難しいのではないかと感じました。

(平野会長)

自立相談支援事業に若者のひきこもり支援のノウハウを期待するのは難しいのではないかと思います。以前、宮崎委員からも意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

(宮崎委員)

発達障がいのある人の就労支援は収入を目的とするよりも、外に出る時間があることでご家族の負担を減らすことができることが目的となっているのが現状です。実際に一人で暮らしていただくだけの賃金を稼ぐことが難しいため、行政からの支援が必要であると思いません。

(三芳委員)

自立相談支援事業を担当していた際、社会的孤立は生活困窮の予備軍であると認識していました。制度の狭間にある方への支援として自立相談支援事業が担うべきであり、ノウハウについては支援を行いながら蓄積せざるを得ないと考えて行っていました。

自立相談支援事業で支援を行っていたひきこもりの中には、精神障がいや発達障がいの疑いがある方もおられました。現在、障がい部門にありますが、障がいの疑いのある方は障がい者相談支援事業ではなく、総合相談窓口の方が相談に来られやすいのではないかと思います。

総合相談窓口では、最初の段階で「他機関つなぎ」として障がい者相談支援事業につなぐパターンと、障がいの疑いのある相談者に対して確定診断や障がい受容まで自立相談支援事業で行い、本人が障がいを受け入れたら「他機関つなぎ」として障がい者相談支援事業につなぐパターンがあるため、「他機関つなぎ」が2度あることにつながったのだと思います。

(平野会長)

今後の展開を含めて寺本委員から何か考えがありましたらお願いします。

(寺本委員)

分析内容について、新規相談件数が減った原因について、会長からご指摘がありました

が、自立相談支援事業から感じる変化はありますか。

(社会福祉協議会 山岸)

新規の相談件数は、以前まで平均30件程度を推移していましたが、今年度は20件～30件と変化し、相談件数が頭打ちになっていると感じています。

2回目以降の相談は、相談体制が整ったことや研修等への参加により、プランの作成率が上がったのではないかと思います。今後、職員全体のスキルアップが課題であると考えております。

(平野会長)

先ほどのひきこもりのケースでも触れましたが、総合相談の分析と自立相談支援事業の分析で区別する点があるかと思えます。

私が関わっているケースでは障がい者就業・生活支援センターではひきこもりは障がいと扱わないため、対象としていない自治体もあれば、障がい者就業・生活支援センターが上乘せ人員を得て、制度外の方まで支援を行っている自治体もあります。

ひきこもりの支援は気兼ねなく行ける場とセットで行うことが効果的ですが、自立相談支援事業は相談業務のため、行き場を持っていません。生活困窮の解決とセットになった居場所が今後必要になってくるのではないかと感じました。

(2) 全世代交流プロジェクトの取組の進捗状況について

(事務局 永田)

芦屋市全世代交流プロジェクト取組について説明(当日資料1及び当日資料2)

(平野会長)

住民ばかりでなく、地域の事業所や企業にも声を掛けて行ったという点で非常に重要なプロジェクトですが、居場所のプロジェクトの発展した形とすると少し福祉色が薄くなっています。この中で福祉的な要素を含めていくかが課題であると感じています。

私自身もこのプロジェクトに関わり、家庭教師のトライが不登校の人の学習支援に成果を上げているお話も聞くことができたので、プロジェクトへの取り組み方もポイントであると感じています。

(3) 滞納の課題のある生活困窮者への支援について

(事務局 永田)

滞納を抱える自立相談対象者に関する新たな取組について説明(当日資料3)

(平野会長)

公平性の課題について具体的にどのような場面が想定されるのか詳しくお願いします。

(事務局 永田)

今回、検討を行ったケースは、家族が独立し一人暮らしとなり、社会的孤立の状態になったことで外食による食費が大きな割合を占めてしまい、医療費の支払いや税等の納付が

困難なケースでした。一般的な家庭と比べると食費に占める割合が非常に高いまま、この取組を活用することが、自分の収入の中で家計を工夫し、納税に充てている方と比べて優遇することになるのではないかと議論をしております。

(平野会長)

担当者側として、猶予をすることは厳しいハードルがあるという理解でよろしいですか。

(関係課 前場)

徴収の猶予に関しては、地方税法上に規定があるため、全ての相談者に行うことができません。生活困窮者の中で該当される方がいらっしゃれば、この仕組みを積極的に適用し、生活改善に取り組んでいただければと思っております。

(関係課 無量林)

国民健康保険の性質上、税金とは異なり、所得のない方にも保険料が掛かります。窓口や電話相談の中で、分割納付や減免制度とともに、生活保護制度や社会福祉協議会の相談窓口もご案内しておりますが、支援を拒否される方や諦めていらっしゃる方が多いと感じております。

今回、この取組を検討する中で、関係課や社会福祉協議会の方と協議を続け、個人情報などの取扱いなど課題を解決しながら、滞納の減少につないでいきたいと考えております。

(事務局 永田)

今後は収入の少ない世帯など相談の多いケースで検討を続け、庁内連携に取り組みたいと思っております。

(社会福祉協議会 山岸)

自立相談支援事業の窓口でも滞納の課題のあるケースは非常に多くあります。市役所の関係課の方と連携を取ることで、より伴走型の相談支援が可能であると考えております。

ケース検討を行ったことで、食費に占める割合が高い方に分割納付を認めることが、社会的孤立が背景にあることを踏まえても公平性の観点から課題があることもわかりましたので、この取組を進めるにあたり、ケースに対してどのように支援をしていくかが社会福祉協議会の課題だと考えております。

現在はまだ1ケースだけですが、行政と協働できる場ができたことはよかったと思っております。

(平野会長)

ケース検討というのは実際に検討事項の処理をしたのか、ケースを使って対応方法を検討する勉強会という形で行ったのかどちらでしょうか。

(社会福祉協議会 山岸)

今回は、勉強会という形でケースをご紹介し、協議の中でご提案いただいた方法について支援を行っております。今後はケースの勉強会をする中で行政側と相談支援の立場が歩み寄り、具体的な支援方法の協議ができるのではないかと思います。

(平野会長)

今回のケースは継続して検討されるのですか。

(社会福祉協議会 山岸)

今回のケースは課題の解決まで至っておりませんので、少額分納の金額の決定など、継続して検討できればと思います。

(平野会長)

今回のケースですと、今度の支援を続けていくためには食費の削減が必要となると思いますが、自立相談支援事業が家計の介入をしていくということでしょうか。

(事務局 近藤)

本人と収支表を確認し、食費の削減についても同時進行で行っています。

(平野会長)

地域福祉課としては画期的な取組という認識ですか。

(事務局 細井)

利益相反関係となるそれぞれの所管課には、制度開始前に発足したプロジェクト・チームでケース検討やガイドラインの作成にご協力いただきました。当時から課題として挙がっていた税や国民健康保険料について、この度、関係課のご協力をいただき、支援のスキームを作り始めることができたと思っています。

生活困窮者の相談の経路やつなぎ方についても、より明確になる画期的な取組だと認識しています。

(平野会長)

生活保護を受給しているケースは税が掛からず、国民健康保険料も掛からない状態ですので、生活保護の受給が終了し、支払いが必要となる際の支援も検討していただければと思います。

(宮崎委員)

研究をする際のサンプルは偏りがある可能性もあるため、30ケースほど検討を行います。現在は1ケースとのことですので、様々なケースを積み上げていただけたらと思います。

(平野会長)

ケースの学習という点ではケースの数が少なくても良いかと思いますが、支援のルール化をする際は様々なケース検討を積み重ねる必要があると思います。例えば、税や国民健康保険料の窓口に来ている方の中で自立相談支援事業を紹介した方がよいケースなども、検討できれば良いかと思います。

(事務局 細井)

来年度につきましては、この制度の見直しが行われるため、支援件数や支援方法をしっかり把握し、個別支援のスキルを磨く必要があると思っています。そのためにも、関係課と調整しながら事例を積み重ねて対応していきたいと思っています。

(平野会長)

生活困窮者の課題は幅が広いので、生活困窮者支援として支援する範囲とそうでない部分を明確にする必要があると思っています。総合相談窓口を紹介する意図として、一般的な相談窓口を紹介する場合と、自立相談支援事業を指している場合がありますので、分けることで対応のしやすさが変わるのではないかと思います。

生活困窮者自立支援制度が定める任意事業の家計相談支援事業は、芦屋市では取り組んでおりませんので、社会福祉協議会が取り組み始めている家計支援は人員体制的に見ても見直しが必要だと思います。

社会福祉協議会として、滞納整理のノウハウの積み上げのためには、総合相談窓口の強化やどのような先行投資をするか検討するという事だと思います。

(事務局 細井)

来年度の事業の取組については、5月から6月に開催予定の平成30年度生活困窮者自立支援推進協議会でお伝えします。

(平野会長)

それではこれで議事を終わります。

閉 会